

委託事業仕様書

1 委託調査件名

令和 7 年度山地保全調査（既存海岸防災林の現況に応じた機能向上のためのガイドライン策定調査）委託事業

2 目 的

東日本大震災の大規模な津波による被害を契機に、海岸防災林は津波からの多重防御の施策に位置付けられるとともに、当庁ではこれまで「海岸防災林の生育基盤盛土造成のためのガイドライン」や「海岸防災林の保育管理のためのガイドライン」など、津波被害軽減効果を考慮した海岸防災林の造成に向けた手法等を取りまとめてきた。海岸防災林を造成し直している一部の県では、これらガイドラインを基に海岸防災林の造成を進めているところであり、また、東北地方においては、これらの取組みを導入した海岸防災林の初期成育が終了する段階にあり、広葉樹の混植など新たな知見がもたらされている状況でもある。

一方で、多くの都道府県では、林帯幅や延長、林帯構成等の現況が全国で異なっていることに加え、一定の機能を有する海岸防災林が既に成立しているため、造成から仕立てていく手法の上記ガイドラインでは既存海岸防災林にそのまま活用できない部分も多いというのが現状である。加えて、松くい虫による被害防止対策、都道府県職員等のマンパワー不足、ニセアカシアなどの外来種対策などの対応に追われていることもあり、既存海岸防災林が有する飛砂防備や防風、潮風防備などの機能向上が十分に進んでいない状況も見られる。

また、令和 6 年 8 月には南海トラフ地震臨時情報が初めて発表されるなど、依然として津波に対する備えが必要な状況であり、多重防御の施策に位置づけられる海岸防災林の機能向上が全国的に求められている。

このため、全国の既存海岸防災林の現況を整理・分析し、上記で得られた新たな知見も踏まえながら、既存林帯幅・樹種構成等に応じた機能向上の考え方、松くい虫被害林における広葉樹の導入、複層林化など機能向上策を検討するとともに、併せて、海岸防災林の保育管理を取り巻く厳しい状況を踏まえ、より一層の効率化・省力化の手法を検討し、既存海岸防災林の現況に応じた機能向上の手法をとりまとめることとする。

3 内容

（1）現況情報の収集調査

- ① 治山課が収集した現況評価チェック表のとりまとめ（補足調査を含む）
- ② 海岸防災林の機能向上の障害となっている事項の整理
- ③ 全国の海岸防災林における現地調査

具体的には、樹高や胸高直径、形状比等の林帯調査や、枯れや樹勢弱等の健全性、林帯配置等のレジリエンス、周辺状況など、順調に生育している箇所/生育状況が悪い箇所など上記チェック表を踏まえた現地調査を 2 箇所以上行う

(2) ガイドライン策定に向けた資料分析と整備方針の類型化検討

① (1) による収集資料の分析

② 当該海岸防災林に求められる主機能や林帯配置、林帯構成等に基づき、マトリクス図等により分類分けするとともに代表的海岸林の抽出及び目標林型の設定を行う

(3) 検討委員会等の運営

本事業の目的を効果的かつ効率的に達成できるよう検討を行うため、有識者3名程度からなる検討委員会を設置する。検討委員会は、本事業期間中に3回開催する。うち1回は現地開催とし、関係都道府県が参加する検討会を開催する。なお、検討委員会の運営に含まれる業務内容は、会場の確保・運営、委員の出席調整、会議用資料及び議事録の作成等の事務局機能とする。

(4) 調査報告書の作成

(1) から (3) について調査報告書に取りまとめる。

4. 調査実施期間

委託契約締結日から令和8年3月10日(火)

5. 成果品

(1) 納入物品

- | | |
|-----------------------|-----|
| ・調査報告書 | 11部 |
| ・調査報告書(概要版) | 3部 |
| ・電磁的記録媒体(CD-R又はDVD-R) | 3部 |

電磁的記録媒体は、提出前に最新のパターンファイルを用いてウイルスチェックを行い、ウイルスチェックに関する情報(ウイルス対策ソフト名、定義ファイルバージョン、チェック年月日)を記載したラベルを添付して提出すること。

(2) 納入場所

林野庁 森林整備部 治山課 施設実行班(本館7階ドアNo.本773)

6. その他

- (1) 受託者は、本事業についての打合せを事業着手時、契約期間中、納品前に3回以上行うほか、林野庁担当者から求めがあった場合は打ち合わせを行うこと。
- (2) 業務の目的を達成するために、林野庁担当者は、業務状況・進行状況に関して必要な指示を行えるものとし、受託者はこの指示に従うものとする。
- (3) 受託者は、本事業の実施に当たって、再委託を行う場合は、事前に支出負担行為担当官林野庁長官に協議を行い、承認を得るものとする。
- (4) 受託者は、業務により知り得た情報については、契約期間中はもとより、契約期間終了後においても外部に漏らしてはならない。
- (5) 業務の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項で必要な作業が生じたときは、林野庁担当者と受託者が協議を行うものとする。

- (6) 受託者は、委託事業に関する通知、報告書等について、発注者から提供、貸与を受けることができる。
- (7) 本事業における人件費の算定に当たっては、別添の「委託事業における人件費の算定等の適正化について」に従って行うものとする。なお、発注者は受託者から提出された人件費の算定について確認するため、原則として人件費単価表（受託者が組織として人件費単価を定めている場合）又は実際に従事する（した）ものの給与明細を確認します。
- (8) 受託者は、事業の実施に当たり、関連する環境関係法令を遵守するとともに、新たな環境 負荷を与えることにならないよう、生物多様性や環境負荷低減に配慮した事業実施及び物品調達、機械の適切な整備及び管理並びに使用時における作業安全、事務所や車両・機械などの電気や燃料の不必要な消費を行わない取組の実施、プラスチック等の廃棄物の削減、資源の再利用等に努めるものとする。また、事業の最終報告時に環境負荷低減のクロスコンプライアンス実施状況報告書（別紙）を提出すること。なお、全ての事項について「実施した／努めた」又は「左記非該当」のどちらかにチェックを入れるとともに、アからカの各項目について、一つ以上「実施した／努めた」にチェックを入れること。

様式

環境負荷低減のクロスコンプライアンス実施状況報告書

以下のアからカの取組について、実施状況を報告します。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・対象となる物品の輸送に当たり、燃料消費を少なくするよう検討する（もしくはそのような工夫を行っている配送業者と連携する）。	☐	☐
・対象となる物品の輸送に当たり、燃費効率の向上や温室効果ガスの過度な排出を防ぐ観点から、輸送車両の保守点検を適切に実施している。	☐	☐
・農林水産物や加工食品を使用する場合には、農薬等を適正に使用して（農薬の使用基準等を遵守して）作られたものを調達することに努めている。	☐	☐
・事務用品を使用する場合には、詰め替えや再利用可能なものを調達することに努めている。	☐	☐
・その他（ ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・事業実施時に消費する電気・ガス・ガソリン等のエネルギーについて、帳簿への記載や伝票の保存等により、使用量・使用料金の記録に努めている。	☐	☐

・事業実施時に使用するオフィスや車両・機械等について、不要な照明の消灯やエンジン停止に努めている。	☐	☐
・事業実施時に使用するオフィスや車両・機械等について、基準となる室温を決めたり、必要以上の冷暖房、保温を行わない等、適切な温度管理に努めている。	☐	☐
・事業実施時に使用する車両・機械等が効果的に機能を発揮できるよう、定期的な点検や破損があった場合は補修等に努めている。	☐	☐
・夏期のクールビズや冬期のウォームビズの実施に努めている。	☐	☐
・その他（ ）		
・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）		

ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・臭気が発生する可能性がある機械・設備（食品残さの処理や堆肥製造等）を使用する場合、周辺環境に影響を与えないよう定期的に点検を行う。	☐	☐
・臭気や害虫発生の原因となる生ごみの削減や、適切な廃棄などに努めている。	☐	☐
・食品保管を行う等の場合、清潔な環境を維持するため、定期的に清掃を行うことに努めている。	☐	☐
・その他（ ）		
・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）		

エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・事業実施時に使用する資材について、プラスチック資材から紙などの環境負荷が少ない資材に変更することを検討する。	☐	☐

・資源のリサイクルに努めている（リサイクル事業者に委託することも可）。	☐	☐
・事業実施時に使用するプラスチック資材を処分する場合に法令に従って適切に実施している。	☐	☐
・その他（ ）	☐	☐
・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）		

オ 工事等を実施する場合は、生物多様性に配慮した事業実施に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・近隣の生物種に影響を与えるような、水質汚濁が発生しないよう努めている。	☐	☐
・近隣の生物種に影響を与えるような、大気汚染が発生しないよう努めている。	☐	☐
・施工にあたり使用する機械や車両について、排気ガスの規制に関連する法令等に適合したものを使用する。	☐	☐
・その他（ ）	☐	☐
・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）		

カ 「みどりの食料システム戦略」の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート解説書 一民間事業者・自治体等編一」にある記載内容を了知し、関係する事項について取り組むよう努める。	☐	☐

・事業者として独自の環境方針やビジョンなどの策定している、もしくは、策定を検討する。	☐	☐
・従業員等向けの環境や持続性確保に係る研修などを行っている、もしくは、実施を検討する。	☐	☐
・作業現場における、作業安全のためのルールや手順などをマニュアル等に整理する。また、定期的な研修などを実施するように努めている。	☐	☐
・資機材や作業機械・設備が異常な動作などを起こさないよう、定期的な点検や補修などに努めている。	☐	☐
・作業現場における作業空間内の工具や資材の整理などを行い、安全に作業を行えるスペースを確保する。	☐	☐
・労災保険等の補償措置を備えるよう努めている。	☐	☐
・その他（ ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）